

## 更新手続きに関する Q&A

### 【更新手数料について】

Q1 更新手続きの手数料はいくらですか？また、支払い方法はようになりますか？

A1 更新手数料は 10,000 円です。更新手続き書類の審査終了後、納入通知書兼領収書を郵送しますので期日までに、指定された金融機関にて納付していただくこととなります。

### 【更新の要件について】

Q2 指定給水装置工事事業者の講習受講実績等は、更新要件となりますか？

A2 指定の更新については、水道法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 を準用することから、講習会の受講状況等確認事項 4 項目は、更新の要件とはしていません。

### 【更新案内の通知について（その 1）】

Q3 更新の際は、事前に指定給水装置工事事業者に更新案内の通知はありますか？

A3 令和 5 年 6 月初旬にすべての指定給水装置工事事業者に送付する予定です。

### 【更新案内の通知について（その 2）】

Q4 更新案内の通知が届かないのですが？

A4 本企業団のホームページにて指定給水装置工事事業者の一覧（指定番号・名称・代表者・住所・電話番号）を掲載しておりますので、ご住所のご確認をお願いします。

### 【有効期間について】

Q5 指定の有効期間は、いつまでですか？

A5 令和元年 9 月 30 日までに指定を受けた者については、令和 6 年 9 月 29 日までが有効期間となります。

令和元年 10 月 1 日以降に指定を受けた者については、指定を受けた日から 5 年間が有効期間となります。

本企業団では企業団設立前に元の事業体で指定を受けていた事業者を、企業団設立日（平成 30 年 4 月 1 日）付で一律に指定しなおしたため、大多数（指定番号 1234 号まで）の有効期間が令和 6 年 9 月 29 日までとなっております。

### 【更新申請書の提出方法について】

Q6 更新申請の提出方法はどうすればよいですか？

A6 指定数が多く、対応が困難なことから更新申請書の提出は原則、郵送となります。窓口でご持参の場合は受理のみとなり、内容確認等の審査はその場では行いません。

**【指定更新時確認事項（確認4項目）について】**

Q7 指定更新時確認事項（確認4項目）は何を確認しますか？

A7 ①「指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）」

②「指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、休業日、漏水等修繕対応など）」

③「給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）」

④「過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況」

について確認させていただきます。

**【指定更新時確認事項（確認4項目）の公表について】**

Q8 指定更新時確認事項（確認4項目）について、どの項目が公表対象ですか？また、ホームページ等で掲載されますか？

A8 指定更新時確認事項（確認4項目）については、水道利用者（需要者）が工事業者を選択する際に有用な情報として活用していただくことを目的に、全て公表することが望ましい項目となっていますが、現時点においては、企業団のホームページ等で公表する予定はありません。

しかしながら、今回の確認で「掲載可」と記載いただいた内容については、将来的に検討を行ったうえで、ホームページ等に掲載する可能性があります。

**【休止中でも更新手続きについて】**

Q9 休止中であっても更新手続きは必要ですか？

A9 休止中であっても有効期間が満了する日は変わらないため、更新手続きは必要です。なお、違反行為による指定の停止期間中についても同様の取り扱いとなります。

**【更新受付期間について】**

Q10 更新手続きの受付期間が違うのはどうしてですか？

A10 本企業団では、1,000を超える給水装置工事事業者を指定しています。事務の煩雑化を避けるため、有効期間の範囲内で更新手続きの対象事業者及び期間を指定番号ごとに振り分けて設定し、受付を行いますので、何卒、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。なお、手続きを早期に行った場合であっても、次回の有効期間に変更はありませんのでご了承ください。

**【有効期間に更新手続きをしなかった場合について】**

Q11 更新期間までに更新申請をしなかった場合はどうなりますか？

A11 有効期間内に更新申請をしなかった場合は指定が失効されます。再度、指定給水装置工事事業者として給水装置工事を施行する場合は、改めて新規の指定を申請しなければなりません。

【失効した場合の通知について】

Q12 更新手続きを失念したことにより失効となった場合、通知公示はありますか？

A12 失効した場合の通知公示は行いません。

【失効状態での給水装置工事について】

Q13 指定を失効していることに気づかず、給水装置工事を行った場合はどうなりますか？

A13 水道事業者から指定を受けていない指定給水装置工事事業者様が給水装置工事を施行した場合と同様の対応になります。

【更新書類の提出について】

Q14 電子メール等によるデータでの提出は可能ですか？

A14 更新申請書類は原本書類を伴うため、データによる提出は不可とします。申請書類は紙ベースを一括して郵送にてご提出ください。

【更新様式の入手方法について】

Q15 更新様式はどのように入手すればいいですか？また、インターネットを利用できる環境がなく、様式を入手できない場合はどうすればいいですか？

A15 様式はすべて香川県広域水道企業団ホームページからダウンロードし、A4 サイズで印刷後、ご記入ください。

企業団トップページ > 事業者の方へ > 給水装置工事 > 指定給水装置工事事業者  
指定給水装置工事事業者の更新について

<https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/52/11495.html>

インターネットを利用できる環境がなく、様式を入手できない場合は本部工務課または最寄りのブロック統括センター担当課までご相談ください。

本部	工務課	087-826-6118
----	-----	--------------

センター名	管轄区域	担当課	お問い合わせ先
高松ブロック 統括センター	高松市・三木町・綾川町	給水課	087-839-2718
中讃ブロック 統括センター	丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町 琴平町・多度津町・まんのう町	給水課	0877-98-1106
西讃ブロック 統括センター	観音寺市・三豊市	工務課	0875-25-5241
東讃ブロック 統括センター	さぬき市・東かがわ市	工務課	0879-23-7073
小豆ブロック 統括センター	土庄町・小豆島町	工務課	0879-75-1402

対応時間：平日 8：30～12：00 及び 13：00～17：00

【届出内容の変更について】

Q16 更新案内と同時に届いた現在事項管理表の内容を変更したいのですがどうすればいいですか？

A16 必要に応じて下記の申請書類をご提出ください。様式入手先は A15 をご覧ください。

申請必要書類		変更の内容
企業団様式	4 - 1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第 3)	事業所ごとに選任されている主任技術者を変更する場合
	8 - 1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第 10)	下記の項目に変更がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名又は名称 (法人)</li> <li>・氏名又は名称 (個人)</li> <li>・法人の代表者 <b>(※個人は A19 を参照)</b></li> <li>・住所 (法人)</li> <li>・住所 (個人)</li> <li>・法人の役員氏名</li> <li>・事業所の名称・所在地</li> <li>・事業所の追加</li> </ul>
	9 - 1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (様式第 11)	事業を廃止・休止・再開する場合
	5 - 1. 誓約書(個人情報閲覧用) <b>※代表者の押印必要</b>	窓口での個人情報閲覧者を変更する場合

【廃業等により更新しない場合】

Q17 廃業等により更新しない(廃止したい)場合はどうすればいいですか？

A17 指定給水装置工事事業者廃止届出書(様式第 11)を記入していただき、既存の指定給水装置工事事業者証と併せて、本部工務課まで郵送にてご提出ください。

郵便番号：760-8514

住 所：香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号 高松市防災合同庁舎 6 階

担当部署：香川県広域水道企業団 本部工務課(給水担当)

【既存の指定給水装置工事事業者証について】

Q18 更新及び変更申請に必要な既存の指定給水装置工事事業者証を紛失したのですがどうすればいいですか？

A18 本部工務課(連絡先は A15 に記載)までご相談ください。

【個人の代表者変更について】

Q19 個人の代表者変更は指定事項変更届出書で手続きはできないのですか？

A19 個人の代表者変更は指定事項変更届出書による手続きはできません。事業の相続・承継の取り扱いとなるため、廃止及び指定申請の手続きが必要となります。その他の形態についても、下記表のとおりとなります。

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取り扱い)	廃止・指定申請	
	相続・承継	相続人・承継人が事業を継続したいとき	廃止・指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } ⇒株式会社	廃止・指定申請	
		有限会社⇒株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間	指定事項変更届	
	合併	指定工事店 A と 指定工事店 B が合併	A が B を吸収合併	A は指定事項変更届、 B は廃止届
			新会社 C を設立 (新設合併)	A、B 共に廃止届 C が指定申請
		会社 A と 指定工事店 B が合併	A が指定工事店 B を 吸収合併	A が指定申請、 B は廃止届
			新会社 C を設立 (新設合併)	B は廃止届、 C が指定申請

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

提出書類については、香川県広域水道企業団ホームページから様式をダウンロードし、A4 サイズで印刷後、ご記入ください。

企業団トップページ > 事業者の方へ > 給水装置工事 > 指定給水装置工事事業者  
指定給水装置工事事業者の申請に必要な各種様式について

<https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/52/1893.html>

【機械器具調書について】

Q20 機械器具は何が必要ですか？

A20 香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程をご覧ください。

香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第3条(2) 抜粋

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の**切断用の機械器具**

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の**加工用の機械器具**

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の**接合用の機械器具**

エ **水圧テストポンプ**

【給水装置工事主任技術者免状について】

Q21 主任技術者免状を紛失したのですがどうすればいいですか？

A21 インターネット：厚生労働省のページをご覧ください。

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 水道対策 > 給水装置関連 > 給水装置工事主任技術者免状の交付申請（新規・書換え・再交付）及び返納について

給水装置工事主任技術者免状の交付申請（新規・書換え・再交付）及び返納について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/saikoufu/index\\_1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/saikoufu/index_1.html)

電話の場合：公益財団法人 給水工事技術振興財団にお問い合わせください。

公益財団法人 給水装置工事技術振興財団

TEL：03-6911-2711（音声ガイダンス（1））

受付時間：月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（※祝日、年末年始12月29日～1月4日を除く。）